月２回発行　2015年１月15日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2226号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

職場でのヒューマンエラー防止「安全マネジメント体制」構築へ

安全マネジメント研究所　石橋 明

特集Ⅱ

労働局が建設現場パトロール

千葉労働局――「不安全行動総選挙」を視察

なでしこチームが活躍――東京労働局

ニュース

労災保険料率

道路新設事業で 1000 分の 11

建設８業種中７業種が引下げ

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2226
2015
1/15

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　愛知会
鈴木孝一社会保険労務士・行政書士事務所
所長　鈴木　孝一

第187回

特別加入の一人親方が自宅前の駐車場で転倒

■ 災害のあらまし ■

Ａさんは、有機溶剤を扱う塗装工事業者で、建設業の労災保険特別加入の一人親方である。被災当日は、就業先の現場がかなり遠かったため、冬の冷え込みが厳しくなる中、早起きして準備を始めた。まず、自宅前の駐車場にある車両（ワンボックスカー）の後部に急いで荷物を積んだ後、車両を駐車場から前の道路に出した。次に、駐車場横の倉庫奥に立てかけてある、現場での塗装作業に使用する２連のハシゴ（長さ４ｍ、重さ20ｋｇ）を車両屋根に取り付けようと持ち上げた。そのままの状態で駐車場内を３ｍほど移動したところ、通常と変わらない準備作業のはずなのに、零度を下回る寒さのせいで体がかじかんでいたせいか、バランスを崩して左側を下に道路手前で倒れ、ハシゴの下敷きになった。

体の左側をかなりひどく打ったので、痛くて左手が上がらず、この日は作業することは困難と考え、自宅で様子を見ることにした。一日経っても痛みが引かないので近くの整形外科病院を受診。病院では、「左肩、左手肘、左手首打撲」と診断され、全治にはしばらくかかると告げられた。

■ 判断 ■

①被災したのは自宅前の駐車場で、既に現場に出勤するための準備作業に入っているため、通勤途上ではない。

②一人親方は作業員であると同時に事業主でもあり、事業主の支配下にあり、かつ、管理下にあって、準備作業中という業務に従事しているときの被災であるので、業務遂行性が認められ、その負傷が車両の屋根にハシゴを取り付ける行為中の業務上の事由によるものであるため、業務起因性が成

立する。

以上の２点から、この案件は**業務上**であるとされた。

■ 解説 ■

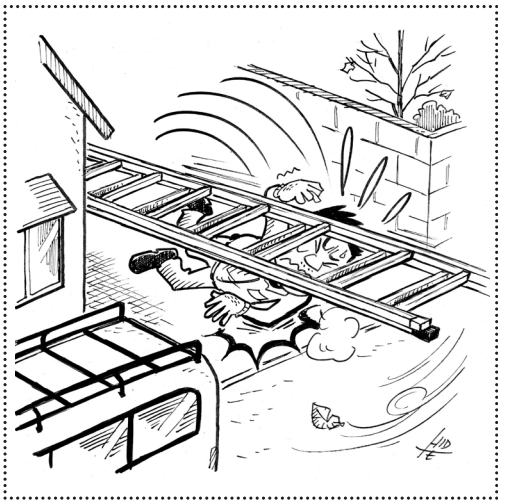
Ａさんは、30 年以上塗装業を営んでいる、ベテラン職人。現場へ行くための準備作業中に自宅近くの駐車場で転倒し、業務に使用するハシゴの下敷きになって負傷したという災害なので、通勤途上災害とも、業務上災害ともとれる事例といえる。

さて、当初相談を受けた社労士は、自宅から作業現場である就業先への出勤途上である点に着目し、通勤途上災害として手続きを勧め、通勤途上災害用「療養給付たる療養給付請求書」様式第 16 号の３を作成し、本人に労災指定病院である整形外科病院へ手続きするようにいった。

また、本人から就業が困難として、休業して通院している旨の連絡があったので、就業可能になった翌月に、通勤途上災害用「休業給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」様式 16 号の６を作成し、所轄労働基準監督署に提出した。

しかし、労基署では、自宅前の駐車場で、既に現場に出勤するための準備作業に入っているので、通勤途上の災害ではなく、業務上災害ではないかとの意見が多数を占めた。業務上災害かどうかは、その負傷が業務上の事由によるものであること、つまり、負傷と業務との間に相当因果関係が必要となる（業務起因性）。しかも、この業務起因性が成立するためには、業務遂行性が認められなければならない。

業務遂行性は、事業主の支配下にあり、かつ、管理下にあって、業務に従事しているとき（業務中、準備行為中、後始末行為中、生理的必要行為中等）は原則として業務上の災害とされている。



Ａさんは、一人親方ではあるものの、労働者として労災保険にも特別加入している。このため、労基署担当官と協議し、準備作業中という業務に従事しているときの被災であり、業務遂行性があること、その負傷が車両の屋根にハシゴを取り付ける行為中の業務上の事由によるものであり、業務起因性もあることを踏まえ、業務上災害で申請した。

社労士は、改めて業務上災害用「療養補償給付たる療養の給付請求書」様式第５号及び業務上災害用「休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」様式８号を作成して、後日提出し直した。

申請に当たり、発注元請業者の「災害事実証明書」と「休業証明書」も添付した。

業務上災害として申請後、約１カ月経ち、業務上災害が認められ、労働者災害補償保険の休業給付の支給決定通知が、本人宛に送られてきた。

休業期間は負傷の翌日（病院初診日）から、業務再開前日までで、保険給付額は、特別支給金を含めて、待機期間を控除した休業４日目から特別加入時の給付基礎日額の８割が支給されるという内容だった。